

県民意見提出制度の実施結果

1 意見募集案件

次期新やまなし障害者プラン（素案）

2 意見募集期間

平成24年1月20日（金）～平成24年2月20日（月）

3 意見の提出者数及び意見件数

区分	人 数	意見件数
郵送		
FAX	15	25
電子メール	8	19
その他	1	2
計	24人	46件

4 意見の反映状況

修正加筆等 意見反映	記述済み	実施段階 検討	反映困難	その他	計
5件	19件	0件	2件	20件	46件

※「その他」の欄は、施策の体系外の意見や単に賛成又は反対のみの意見等

5 提出された意見の内容とそれに対する県の考え方（対応方針）

別紙のとおり

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	第4 分野別施策の展開 (1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策 ウ ユニバーサルデザインの推進	歩道に設置されている電柱の撤去、電線類の地中化の推進に関する意見 JR中央線の朝日ガード下の歩道上に電柱があるため、歩行者はもとより通りづらく、車いすの利用者は通れない。何年も前から意見をいってきているが全く進展がない。	1	<p>【その他】</p> <p>現在、県においては電線類の地中化を計画的に推進しています。JR中央線の朝日ガードについては、甲府市が進めている甲府駅周辺土地区画整理事業において電線類の地中化が計画されており、この事業により整備を行う予定です。</p> <p>なお、整備が完了するまでは時間がかかりますので、電柱管理者等に道路から移転するよう引き続き、要請します。</p>
2	第4 分野別施策の展開 (1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策 エ 安全・安心の確保	No.4.1「障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民が一体となった防災体制の確立、強化のための防災訓練の実施を促進するとともに、防災に関する講演会、研修会等への障害のある人の参加を通して防災意識の高揚を図ります。」のところへ、難病患者は、障害者手帳を持たない人も多くおり、内臓疾患のため、外見ではわかつてもられないことが多く、たいへん困っている人がいるため、難病患者も文章に加えていただきたい。	1	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々を、災害時要援護者として、県、市町村は防災上の取組みを実施することとしており、難病患者についても、災害時に援護を要する場合、災害時要援護者に含まれると判断されるため、記載内容を修正します。</p>
3		災害発生時の避難所のバリアフリー化に関する意見 一次避難所の階段等の段差の解消を考えて下さい。また、車いすの利用者に対応したトイレも同様にお願いします。	1	<p>【記述済み】</p> <p>国の通知で、各市町村で作成する避難支援プランでは、避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設し、これらについては、備蓄で対応するほか、関係団体、事業所との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくことが基本的な考え方になっています。また、福祉避難所として指定する施設は、原則として、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既設施設を活用することが基本的な考え方になっています。</p>
4		災害時に在宅の障害のある人等の災害時要援護者に、日頃の備えを具体的に示した冊子を各戸に配布するなど、各地域の対策をきめ細かく知らせる必要がある。	1	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>当該意見内容は、行政機関等支援機関の要援護者対策について、要援護者に情報をしっかりと伝え、理解を得ておくことが必要であるとの主張であると理解します。「市町村災害時要援護者支援マニュアル」という表記を国で使用している「市町村災害時要援護者避難支援プラン」に修正します。「災害時要援護者避難支援プラン」は、市町村の全体計画と個別計画で構成されており、個別計画は要援護者一人ひとりにつき、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるか等について、要援護者や支援者の考え方を聞き取りながら定めるものであり、意見内容を反映しているものと言えます。</p>

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
5		No.51の災害時における手話通訳ボランティア等の派遣について、手話通訳者はボランティアとしての派遣ではなく、公的な派遣として対応していただきたい。また地震が起きた時、県内だけの支援は難しいので、他県からの派遣体制ができるよう整備をお願いしたい。	1	<p>【その他】</p> <p>災害時において、手話通訳者ボランティア等をどのような立場で派遣するかは、今後マニュアルを作成する中で、御意見を参考にしながら検討していくこととします。</p> <p>また、手話通訳者等が不足する場合には、厚生労働省が東日本大震災の発生を契機に、他地域からの派遣対応ができるような仕組みを構築したことから、関係機関と連携しながら対応します。</p>
6		No.61「障害のある人への理解を深め、一人でも多くの警察官が障害のある人の立場に立った活動を行えるよう手話講習会を開催します。」について、手話講習会を受講することで、聴覚に障害のある人への理解が深まるることを期待しています。しかし、交通事故等に関わる場面では、手話を覚えた警察官が対応するのではなく、きちんとコミュニケーション保障をするためにも山梨県立聴覚障害者情報センターへ手話通訳者派遣制度を依頼して活用することを知って頂きたい。	1	<p>【その他】</p> <p>当事者からの手話通訳者の依頼のみで手話通訳者の派遣依頼を行うといった制度はありません。交通事故等においては基本的には筆談で対応し、事実認定のために手話通訳者の助けがなければならないといった捜査上の必要性が認められる場合は検討の上、手話通訳者の派遣依頼を行うことも考えられます。</p> <p>なお、あくまで捜査上の必要性の有無により、通訳者の派遣が判断されますが、警察官と意思疎通ができない等不安がある場合は、手話通訳者の派遣について警察官に相談することは可能です。</p>
7	第4 分野別施策の展開 (2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策 ア 自己選択・自己決定の支援	県・地域自立支援協議会について、今回の計画では、各市町村が障害のある人のニーズを把握し、適切なサービスの提供を進めていくととらえている。また、市町村の事業と県の事業がすみ分けされている印象が強くあり、これは市町村ごとの運用が適切に進められるよう、県としての対応を明記しているととらえている。ぜひ計画通り実現できるようお願いする。その中で、No.69「県・地域自立支援協議会が連携し、市町村の現状を分析し、サービスの向上させるための支援」とP88「広域的な支援事業」にも取り上げられているように、地域ごとのサービスに格差がないよう、地域の自立支援協議会での内容を、県の自立支援協議会で集約し、バランスのとれたサービスの向上を進めていただきたい。	1	<p>【その他】</p> <p>貴重な御意見として、今後の障害福祉施策の推進のための参考とさせていただきます。</p>
8		「No.69 ケアマネジメント手法を用いた相談支援体制やサービス提供体制の整備等について、県・地域自立支援協議会等を通じ、市町村自らが現状を分析し、地域生活支援のサービスを向上させるための支援を実施します。」「No.81 適切な相談支援を行うため、市町村、障害関係団体、社会福祉施設等の多様な実施主体に所属する相談支援従事者を養成するとともに、相談支援従事者の養成に必要な指導者の研修を推進します。」「No.82 相談支援従事者現任研修等を通じて、専門的知識や技術を習得してもらい、実務に携わる相談支援従事者の専門性を一層高めていきます。」「No.83 全市町村においてケアマネジメント手法を用いた適切な相談支援事業が実施されるよう支援するとともに、市町村と連携して専門的、広域的にケアマネジメントを行う地域療育等支援事業実施機関等の機能の充実を促進します。」「第5 数値目標 No.18 相談支援従事者の養成」「数値目標 No.19 相談支援従事者研修指導者の養成」の項目について、それぞれの内容が関連し合って、今後26年度までに全ての障害児者がサービスの利用計画を作成できるように準備していくのか。それとは別の相談支援体制の整備なのか。	1	<p>【その他】</p> <p>障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月から障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者や、障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用するすべての障害児が、計画相談の対象となり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することとなります。平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者がサービス等利用計画等を作成します。対象の拡大に当たり、サービス等利用計画等の提供体制の整備が必要となることから、各施策により実施していきます。</p>

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
9		No.70の市町村が設置する身体障害者相談員については、視覚障害、聴覚障害や肢体不自由の障害のある人がなっているため、聴覚障害のある人が身体障害者相談員をしている市は4市と少ない。すべての市に聴覚障害のある人が相談しやすいように、また、聴覚障害のある人が相談員を担うように促進していただきたい。	1	<p>【その他】</p> <p>身体障害者福祉法の一部改正により、平成24年4月から身体障害者相談員の設置権限は市町村に移譲されます。市町村に対して、地域における障害種別を考慮した身体障害者相談員を設置するように依頼するとともに、今後も聴覚障害のある人が地域で相談しやすい相談支援体制の充実を図ります。</p>
10	第4 分野別施策の展開 (2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策 イ 障害福祉サービスの充実	特別支援学校の今年度卒業生が138名と多くなっており、卒業後の福祉的就労の場の確保として、生活介護サービスの増加や就労継続支援(B型)の直接利用が必要であり、重度の障害のある人を受け入れられるよう数値目標に合った事業所の増加が必要である。	1	<p>【記述済み】</p> <p>重度の障害のある人に対する生活介護サービス等については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの量的、質的な充実を促進することとしています。</p> <p>また、就労を希望する障害のある人への支援を行う就労移行支援事業や、雇用契約に基づき就労する人への支援を行う就労継続支援A型事業所の整備を促進するとともに、一般企業に雇用されることが困難な障害のある人への支援を行う就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターなどの就労の場の確保に努めることとしています。</p>
11		現在、大月市には、重複障害や重度知的障害のある人たちが、学校卒業後、通所や入所できる施設・事業所がなく、卒業後の子どもの生活はどうしたら良いかわからず、不安を抱いている。生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすためにも、障害者支援施設が東部圏域(大月市)にできることを望んでいる。先日、事業所から大月市内に学校卒業後に通所できる事業所の立ち上げを考えているという話を聞いた。実現すればとてもありがたい。障害のある人たちが、家に閉じこもることなく、社会に出ていけるような、障害者プランを考えていただきたい。	1	<p>【記述済み】</p> <p>重度の障害のある人に対する生活介護サービス等については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの量的、質的な充実を促進することとしています。</p> <p>また、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの確保に努めることとしています。</p>
12		東部地域に住む障害のある子どもの親です。現在の東部地域には、最重度の重複障害や重度の知的障害のある人たちが、学校卒業後、通所や入所できる施設、事業所がない。また、グループホーム、ケアホームにおいても同じような状態である。学校卒業後は自宅で過ごすか、東部地域以外に入所・通所場所を求めるしかなく、大変不安な状態が続いている。 そんな中で、ある事業所から(最重度・重度の)生活介護を必要とする、いわゆる養護的支援をしてくれ、卒業後、通所のできる事業所の立ち上げを考えているという、大変ありがたい話を聞いた。 入所施設は減らしていくという全国的な流れも承知してはいるが、もともと何もない地域に、地域外に行くしかない障害のある人たちが過ごせる場所ができるというのも、「地域生活」なのではないでしょうか。地域で暮らしたいと思っても叶わない現状は明らかである。東部地域に学校卒業後、通所や入所できる施設、事業所の整備をお願いしたい。	9	<p>【記述済み】</p> <p>重度の障害のある人に対する生活介護サービス等については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの量的、質的な充実を促進することとしており、障害児(者)施設整備費補助金の基本方針でも、障害福祉サービス量の十分でない圏域の事業を優先的に採択することとし、引き続き、事業実施意欲のある社会福祉法人等に働きかけていきます。</p>

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
13		<p>私の子供は今春、支援学校高等部を卒業する。胃ろうからの栄養注入、吸入、吸引など医療的ケアを常時必要とする。在学中は、学校看護師や養護教諭によって徹底的に管理され、安心、安全な学校生活が送れた。卒業にあたり、地域(峡東圏域)に安心して子供を預かっていただける日中活動の場がない。昨今の社会事情をみても、障害のある人で、医療的ケアが必要な人は多いはずである。No.101、No.102の生活介護サービス等の充実に関連して、子どもも親も安心して暮らせるよう地域(峡東圏域)に医療的ケアができる日中活動の場を切望する。</p>	1	<p>【記述済み】 常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、峡東圏域の障害のある人にもサービスの提供ができるよう配慮していきます。</p>
14		<p>「No.101 重度の障害のある人に対する生活介護サービス等については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの量的、質的な充実を促進します。」「No.102 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。」について、重度の障害のある人の日中活動の場の確保と充実の促進をお願いしたい。特に、現状では医療的ケアを必要としている重症心身障害(児)者が居住地域で通所できる場がとても不十分である。ぜひ量的、質的に充実させていただきたい。</p>	1	<p>【記述済み】 各圏域において、障害福祉サービス事業所の定員増を図るとともに、施設整備も促進しております。 今後も、日中活動系サービスについては益々必要とされていますので、利用者ニーズに応じた多様なサービスの提供ができるよう、配慮していきます。</p>
15		<p>No.102の医療的ケア、常時介護を必要とする人への療養介護について、本校では、現段階では対象者は1人ではあるが、療養介護の利用が可能になれば数字は増えていくと思われる。(卒業生においても家庭にて療養している人が1人、重症心身障害児通園事業を利用している人も数人いる。)しかし、次年度より療養介護を行う事業所は、あけぼの医療福祉センターと甲府病院がその候補と聞いているが、そこまでの移動は大きな負担になり、実際に利用は難しい。従って富士・東部においても、同じような施設が必要と思われる。また、4月から通園事業が廃止される心配があり、対象者に適したサービスを受けることができなくなるのではないかと不安に思っているが、どうなるのか。本圏域内の生活介護事業所でも重度の障害のある人の受け入れを検討している所もあり、県として引き続き支援をお願いしたい。</p>	1	<p>【記述済み】 富士・東部圏域は、地域資源が少ないとことから、事業所の設置における補助事業については優先して採択するなど、障害福祉サービス事業所の増加を図ることとしています。 また、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供ができるよう配慮していきます。</p>
16		<p>No.102の「療養介護については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。」という項目について、富士・東部圏域には、(医療型の)短期入所及び療養介護をお願いできる所がない。ふじざくら支援学校在校生だけでも、医療的ケアの対象者が6人おり、今後も増えるそうである。都留市、上野原市、大月市にも何人もいる。今は、あけぼの医療福祉センター、甲府病院を利用(短期入所)しているが、距離的、時間的にも大変で、介護者の加齢に伴い、遠方施設の利用が困難になる。富士・東部圏域にも、そういうサービスが受けられる場所を作っていただきたい。病院の一角や、老人介護施設の一角でも構いません。医者と看護師がいる所であれば良いので、ぜひ早期実現をお願いしたい。</p>	1	<p>【記述済み】 富士・東部圏域は、地域資源が少ないとことから、事業所の設置における補助事業については優先して採択するなど、障害福祉サービス事業所の増加を図ることとしています。 また、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供ができるよう配慮していきます。</p>

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
17		No.107について、就労を希望する障害のある人への支援は、様々な形でサポートされているように読み取れる。しかし、一般企業に雇用されることが困難な人の就労の場(支援を行ってくれる場)が全県的に不足しているように思う。そのような事業所の確保について、具体的な施策があれば知りたい。	1	<p>【記述済み】</p> <p>県全体で、就労継続支援(B型)のサービス見込量の増加が著しいことから、障害児(者)施設整備費補助金、障害者自立支援基盤整備事業等を活用して事業所の整備を促進することとしています。</p>
18		No.112の地域への移行促進に関して、富士・東部圏域より、他圏域の入所施設を利用している障害者は多く、本校の卒業生も多数利用している。地域移行により居住地に戻り、就労移行サービスを利用しながら自立を目指している方たちもいるが、ほとんどの利用者は家庭事情等により地域移行が困難な状況にある。居住地域には入所型の施設やグループホーム、ケアホームは絶対的に不足している。これらが整備されるには数年の期間が必要であるので、地域移行への猶予期間を設けることと併せて、入所施設等の定員数への配慮ができないでしょうか。	1	<p>【その他】</p> <p>富士・東部圏域は、地域資源が少なく、日中活動系サービスの見込量が増加することから、事業所の設置における補助事業については優先して採択するなどして、グループホーム・ケアホームの増加を図ることとし、地域移行を進めることとしています。</p> <p>なお、施設入所等の定員は、今後も縮小する方針であり、猶予期間を設けることは考えておりません。</p>
19		地域で暮らせるようになることも大事だとは思うが、実情は、親が亡くなった後は、障害のある子どもは、入所施設、グループホームやケアホームでなければ、暮らしれない状況であると思う。入所施設をなくしていく方向性ではなく、現状維持か、増やす方向性であって欲しい。	1	<p>【記述済み】</p> <p>施設入所者の地域への移行促進を図る際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホーム、ケアホームについて、障害児(者)施設整備費補助金の活用等により、量的、質的な充実に努めることとしています。</p> <p>また、使用条件が整った場合の県営住宅の活用などにより、グループホーム、ケアホームの確保に努めることとしています。なお、職員の配置加算等の制度の活用を進め、重度の障害のある人を受け入れるグループホーム、ケアホームの充実を促進します。</p>
20	第4 分野別施策の展開 (3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策 ア 保健、医療の充実	重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料を継続してほしい。	1	<p>【その他】</p> <p>窓口無料化実施後、いわゆるペナルティ一分も含めて事業費が大幅に増加し、更に今後も増加が見込まれている中、国では障がい者制度改革の一環として、障害者施策に係る法律の制定作業が進められておりますが、この動向も見極めながら、この制度が安定した持続可能な制度となるよう、努めて参ります。</p>
21		昨年暮れから始まったヘルパーによるたんの吸引等研修制度を、来年以降もしばらく定着するまでは、毎年実施しなければならないと思いますので、項目に入れてほしい。	1	<p>【記述済み】</p> <p>たんの吸引や経管栄養が必要な人に、将来にわたって必要な医療的ケアをより安全に提供するため、介護職員等を対象に研修を実施することとしています。</p>

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
22		No.167のたんの吸引研修について、医療的ケアを必要とする人が、地域で暮らすためにはとても重要な研修であるが、数値目標には記載がない。新聞記事では新規施策としてとりあげてあったが、実際には、どれくらいの研修会を実施していく予定ですか。1人の方を支援するにも、その人の医療的ケアを実施できる人が複数必要になるのが実際である。研修会はできるだけ多く実施して欲しい。	1	<p>【その他】</p> <p>県は介護職員等を対象に、平成23年度と同程度の研修を実施していくこととしています。</p> <p>また、平成24年度以降は、一定の要件を満たすことにより県に登録された登録研修機関が、研修事業を実施することができるようになります。</p>
23	第4 分野別施策の展開 (3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策 ウ 就労支援	就労移行支援で送り出した卒業生が、一般就労へ進む際の大きな障害になっていることの1つに、自宅から会社への移動手段がないことがあげられる。普通運転免許が取得できない場合、公共交通機関が唯一の頼りであるが、難しい状況である。幸いにして適性の可能性がある就労先が見つかっても、移動手段がないため、話がたち切れになつたことをよく聞く。民間のバス等の便数は縮小の傾向にあり、それを市町村営バスが充分に補っているという状況の市町村は少ない。 具体的に一般就労を後押しするためにも、是非、県の指導の下、市町村営バスのルートの拡充、便数の増便、さらには市町村を繋ぐようなルートの新設をお願いしたい。	1	<p>【その他】</p> <p>市町村営バスのルート拡充や増便など利便性向上については、各市町村が公共交通会議等を開催し、地域住民等の意見を開くなどし、鋭意取り組まれているところです。県としても、広域的な視点からバス交通の充実に向けて、助言等を行って参ります。</p>
24	第4 分野別施策の展開 (3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策 エ 社会参加への支援	No.246「県のホームページが障害のある人や高齢者をはじめ、利用者誰にも使いやすいものとなるよう、音声読み上げソフトへの対応、文字サイズや配色の変更機能を整備するなどユニバーサルデザインに配慮したホームページの構築を推進します。」について、ホームページにある、知事の部屋や山梨県からの大事なお知らせを、手話でお知らせする動画をつけていただきたい。	1	<p>【反映困難】</p> <p>県のホームページでは聴覚に障害のある人に対して、次の点に配慮したホームページの作成を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ先を記載する際の配慮 電話番号の他にファックス番号やメールアドレスなど連絡先を複数掲載することで、聴覚に障害のある人にも都合に合わせて問い合わせができるようしています。 ・動画を掲載する際の配慮 知事記者会見など動画を掲載する場合は、動画の内容を文字で併せて掲載することで、聴覚に障害のある人にも動画の内容が理解できるようにしています。
25		No.255「聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう、県の広報テレビ番組において手話を挿入するとともに、字幕の挿入についても検討します。」について、県の広報だけではなく、NHK甲府や山梨放送、テレビ山梨等の民間放送に手話、字幕の挿入をするよう促進して頂きたい。	1	<p>【反映困難】</p> <p>県の広報テレビ番組では、手話通訳については、対応済みです。また、字幕挿入については要望に基づき検討していきます。</p> <p>県広報テレビ番組以外での実施は、指導等の権限がないことから、直接要望をお願いします。</p>

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
26		No.257「重複した障害のある盲ろう者のコミュニケーションの支援や社会参加の促進を図ります。」について、盲ろう者の支援を充実していくために、盲ろう者通訳・介助者の養成や派遣事業の充実、また盲ろう者に対する理解を普及していただきたい。	1	<p>【その他】</p> <p>今後も盲ろう者通訳・介助者養成派遣事業を実施する中で、計画的に人材を養成とともに、事業の充実や盲ろう者に対する理解の促進を図ります。</p>
27	第5 数値目標	「数値目標6 鉄道駅バリアフリー化の促進 バリアフリー新法に基づき、1日当たり3,000人以上の乗降客のある鉄道駅のバリアフリー化を促進!について、3,000人以上とある数値目標にこだわらずに、すべての駅(無人駅含む)のバリアフリー化をお願いしたい。」	1	<p>【その他】</p> <p>国が駅のバリアフリー化の整備目標（平成23年3月改正）としている1日当たり3,000人以上の基準でみますと、現在、県内の対象11駅に対して、整備済み6駅となっています。駅のバリアフリー化は、基本的に鉄道事業者と駅所在市町村が協議のうえ行っていますが、県も、駅所在市町村の費用負担の一部を助成することでバリアフリー化を支援しています。</p>
28	第6 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及びサービスの見込量等(第3期山梨県障害福祉計画)	第3期山梨県障害福祉計画に具体的な数字(利用見込人数)が記載されているが、この数字は今後に対する固定的な数字なのか、それとも、ニーズに応じて柔軟に変化していくものなのか。	1	<p>【その他】</p> <p>計画策定時の固定的な数字になります。</p>
29		81ページからのサービスの見込量については、今後3年間の障害福祉計画にどのような影響力を持つのか。	1	<p>【その他】</p> <p>計画期間中の圏域ごとの各年度の必要な障害福祉サービス量を見込むことにより、不足が見込まれるサービスについて、計画的な整備を図ることを目的にしています。</p>
30		全県での療養介護の見込量ですが、24年度から26年度の46人、52人、58人という数は適切ではないと思われる。現在、あけぼの医療福祉センターと甲府病院の重心病棟に入所している18歳以上の県内のは、それぞれ30人と80人とのことであるから、4月からこの2つの事業所が療養介護事業に移行すれば、24年度は110人になる。示された数字が、市町村から提出された数字の積み上げだとすると、新たに始まるこの事業についての周知が十分ではなかった可能性があるのではないか。	1	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>一部の市町村で当該サービスに係る理解が不十分であったため、再度確認して障害福祉サービス見込量に反映しました。</p>
31		82ページの「計画相談支援の見込量」は、とても少ないとと思うが、これは、これまでのような特別なケースの計画相談支援の見込量なのか。	1	<p>【その他】</p> <p>当該見込量を作成後に、厚生労働省から計画相談支援の利用者数の算定に関する基本的な考え方が示されたことにより、見込量を見直しております。</p>
32		88ページの「ア 相談支援体制整備事業」については、日頃から圏域マネージャーの皆様から多くの御指導をいただき、とても感謝している。今後もぜひ継続していただけるようお願いしたい。	1	<p>【その他】</p> <p>貴重な御意見として、今後の障害福祉施策の推進のための参考とさせていただきます。</p>

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
33		88ページの「イ 県自立支援協議会」について、相談支援についての専門的な助言をしてもらえるだけでなく、地域自立支援協議会や当事者、保護者、支援者等、現場の声を集約し、直近の課題を整理してもらえるとても重要な場だと考えている。是非ここで協議されたことを、これまで以上に施策に反映していただけるようお願いしたい。	1	【その他】 貴重な御意見として、今後の障害福祉施策の推進のための参考とさせていただきます。
34		P90以降 圏域単位の指定障害福祉サービス等の見込量について、県と同様に、市町村でも障害福祉計画を作成し、パブリックコメントを募集している。個々に示されている数は、市町村が公開しているものと合わないのは何故か。県と市町村でそれぞれ障害福祉計画を策定しているが、それぞれの関係はどうなっているのか。優位性などあるのか。	1	【修正加筆等意見反映】 県障害福祉計画の障害福祉サービス見込量は市町村のサービス見込量を積み上げていますが、県障害福祉計画のパブリックコメント開始後等に、市町村がサービス見込量の見直しをしたものについては、反映されていません。 最終的な市町村サービス見込量を再集計し、県障害福祉計画に反映しました。
35		峡南圏域のサービスの見込量について、峡南圏域の療養介護の「人日分」の項目は、仮に対象者が1名であっても、月の日数ですから「1」ではないと思われる。	1	【修正加筆等意見反映】 一部の市町村で当該サービスに係る理解が不十分であったため、再度確認して障害福祉サービス見込量に反映しました。
36	その他	地域にある高齢者のデイサービス事業所を障害のある人たちが、共に活用できないものでしょうか。どういった方々が対象となり、どういった利用が可能なのでしょうか。	1	【その他】 御指摘のような利用は可能とされており、基準該当障害福祉サービスと呼ばれます。これは、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいて、利用が可能な事業者となります。県内には、基準該当生活介護事業所のみ設置されており、生活介護の支給決定を受けた方が生活介護サービスを受けることが可能です。
37		この次期新やまなし障害者プランの内容は、今後において、県内の社会福祉に携わる関係者全員と共に理解できる見込みがあるかどうか、また、県内の社会福祉事業(具体的にはニーズに応じたサービス利用)全般にどのような影響力があるか。	1	【その他】 このプランは、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画である山梨県障害者計画と、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である第3期山梨県障害福祉計画を統合したものであり、その基本理念である共生社会を実現するために、山梨県はプランに基づき、施策・事業の展開を図っていきます。 なお、プラン策定後は、プラン全文を県のホームページに公開します。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
38		<p>現在の障害福祉サービスの利用者負担額の設定に問題があると思う。一人親や何らかの事情で所得が少ない方は、今までどおり、手厚く支援すべきと思うが、普通に生活ができている家庭の自己負担額が少なすぎると思う。私のように、所得制限を超過しているため、重度の重複障害のある子どもに、特別児童扶養手当等、重度心身障害者医療費助成、車いす等の補装具など、全く支援していただけないのも困るが、障害のある子どもに、毎月特別児童扶養手当や障害福祉手当、さらに就学奨励金が支給されているのであるから、健常の子どもを育てるぐらいの負担はしてもよいのではないかでしょうか。親として障害のある人を取り巻く環境がより良くなるよう、皆で少しづつ負担すべきだと思う。例えば、行政が事業所に支払う金額は変わらなくても、利用者が負担する金額をもう少しづつ増やせば、もっと事業者の方々も運営がしやすくなると思う。</p> <p>子どもにとって必要不可欠なものに対しては、親の収入にかかわらず、ある程度の支援はしていただき、全てを県や国に頼るのではなくて、親としても負担できる人は、それぞれがもう少し負担することが必要だと思う。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>多くの障害福祉サービスの利用者負担額の設定については、国の法令等で定められておりますが、貴重な御意見として、今後の障害者施策推進のための参考とさせていただきます。</p>